

総 技 七 第 496 号
平成 25 年 1 月 23 日

部内関係課所長 様

総合技術センター所長

「アスファルト合材(溶融スラグ入り)の使用方針に係る手続き等
について」の変更について(通知)

日頃、建設リサイクルの推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

一般廃棄物の焼却灰等を溶融固化した溶融スラグにつきましては、平成 21 年 3 月 18 日付け技管第 565 号で通知しているとおり、アスファルト合材(溶融スラグ入り)として平成 21 年度より御使用いただいております。

このたび、アスファルト合材(溶融スラグ入り)に使用できる溶融スラグの製造者として、川越市資源化センターを追加しました。

このため、「アスファルト合材(溶融スラグ入り)の使用方針に係る手続き等について」を添付のとおり変更しましたので、通知します。

○添付資料

- 1) 変更箇所一覧表
- 2) Q&A(H25.1 改訂版)
- 3) 様式(H25.1 改訂版)

(担当)

建設リサイクル担当 松田、初鹿野

Tel 048-643-8732

Fax 048-643-8734

mail m4387318@pref.saitama.lg.jp

変更箇所一覧表

書類名	変更の有無及び内容
アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針について（通知）【H21.3.18 県土整備部長】	変更なし
別紙 アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針	”
「アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針」に係る手続き等について（通知）【H21.3.18 技術管理課長】	変更なし
別紙 「アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針」に関する手順フロー	”
溶融スラグ利用計画書（様式-1）	”
溶融スラグ製造記録書（様式-2）	”
溶融スラグ品質検査票（様式-3）	”
溶融スラグ利用実績書（様式-4）	”
様式 溶融スラグ使用量・使用時期予定表（様式-ア） ※川越市用	【様式（H25.1改訂版）参照】 ★様式を追加
溶融スラグ使用量・使用時期予定表（様式-ア） ※川口市用	変更なし
溶融スラグ使用量・使用時期予定表（様式-ア） ※所沢市用	”
溶融スラグ・不足証明書（様式-イ）	”
溶融スラグ使用・利用実績台帳（様式-ウ）	”
アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針に関するQ&A	【Q&A（H25.1改訂版）参照】 ★ Q2「県内には溶融スラグ製造者がどれくらいいるのか。」のA2施設数を4から5に修正し、川越市資源化センターを追加 ★ Q6「使用する溶融スラグに制限はあるか。」のA6に川越市資源化センターを追加

アスファルト合材（溶融スラグ入り）の使用方針に関するQ & A（H25.1改訂版）

下線部：追加、修正箇所

§ 1 基本事項

Q 1 溶融スラグとは何か。

A 1 一般廃棄物などの焼却灰を、約1,400℃の高温で溶融した結果、生成されるガラス質の固化物です。溶融、固化することで容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができるとともに、ダイオキシンや揮発性の重金属が高温で無害化されるというメリットがあります。

これを破砕加工すれば、建設資材（アスファルト合材やコンクリート製品）の骨材として利用することが可能です。

Q 2 県内には、溶融スラグ製造者がどれくらいいるのか。

A 2 現在、下記の5施設が製造しています。

- ・さいたま市西部環境センター
- ・川口市朝日環境センター
- ・東埼玉資源循環組合
- ・川越市資源化センター
- ・所沢市東部クリーンセンター

Q 3 何故、県が溶融スラグを使用するのか。

A 3 溶融スラグの県内製造量は、年間約3万7千トンですが、県内での有効利用は全体の約8%に留まっており、残り約40%は最終処分されています。

こうした中で、最終処分場の設置による自然破壊、運搬によるCo2の排出といった環境負荷の軽減を図るとともに、処分費を抑制しつつ、確実に安定した処分方法の確立が求められています。

県では、循環型社会推進の観点から、平成19年3月に、「埼玉県グリーン調達方針」の特別調達物品に追加し、積極的に利用していく方針を決定したところです。

また、県において、使用方針を確立するとともに、使用の推進を図ることで、スラグ製造者（地元市等）での利用を促進することができると考えます。

なお、利用可能性の高さなどから、当面、アスファルト合材としての有効利用を進めていきます。

Q 4 近隣県市の取組状況は、どのようなか。

A 4 千葉県、さいたま市、東京23区清掃一部事務組合などで、利用されています。

特に、千葉県では、アスファルト合材全般（一部例外あり）に適用しており、国庫補助事業も対象となっています。

Q 5 溶融スラグは、安全性に問題はないのか。

A 5 溶融スラグは、平成18年7月にJIS規格（JIS A 5032（道路用溶融スラグ））が制定され、鉛、六価クロム、砒素などの8物質に係る品質基準（溶出量基準、含有量基準）や、物理性状に係る利用基準が定められています。

こうした中で、環境部資源循環推進課では、平成19年3月に「埼玉県溶融スラグ有効利用指針」を改定しており、JIS規格に適合した溶融スラグを使用することとしています。

使用する溶融スラグは、上記に則り、安全性が確認されたものに限定します。

§ 2 使用上の留意事項

Q 6 使用する溶融スラグに制限はあるか。

A 6 県内における循環型社会形成の観点にかんがみ、当面は、県内から発生する溶融スラグのみを使用することとします。

また、当面は、溶融スラグをアスファルト合材の資材（骨材）として利用することを希望する下記の溶融スラグ製造者に限定します。

・川越市資源化センター

・川口市朝日環境センター

・所沢市東部クリーンセンター

Q 7 溶融スラグの供給は、安定しているのか。

A 7 一般的に、一般廃棄物の発生量は、年間を通じて変動があるものの、大きなものではありません。上記の溶融スラグ製造者が製造する溶融スラグ量も、年間を通じて、ほぼ一定しています。

しかしながら、溶融スラグ製造施設の点検、工事の集中などにより、溶融スラグを供給できない場合も想定されます。

この場合は、使用方針に定めるとおり、通常の合材に設計変更できるものとします。

なお、手続フローに定めるとおり、溶融スラグ製造者が発行する「溶融スラグ不足証明書」の提示を受けるものとします。また、全ての溶融スラグ製造者に、確認して、全ての溶融スラグ製造者から不足証明書の交付を受けるものとします。

Q 8 溶融スラグ使用量・時期予定表の送付先はどこか。

A 8 請負契約の締結後、請負業者は、10日以内に電子メール等で、溶融スラグ製造者あてに送付することになります。

この際、送付先は、使用を予定しているアスファルト合材プラントの最寄の溶融スラグ製造者あてとなります。

Q 9 溶融スラグの品質は、基準があるのか。

A 9 「埼玉県溶融スラグ有効利用指針（平成19年3月）埼玉県環境部資源循環推進課」では、品質基準とともに、利用基準（物理性状、化学性状）にかかる品質検査を規定しています。

利用基準についても、JIS規格を適用しており、具体的には「アスファルト合材用骨材 JIS A 5032（道路用溶融スラグ）」が適用されます。

Q 10 溶融スラグの利用基準は、確保されているのか。

A 10 埼玉県建設工事標準契約約款及び埼玉県土木工事共通仕様書の定めのとおり、「中等の品質」を有するものとし、「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいいます。

同等以上の品質とは、例えば、粒度分布が規格を一部微妙に外れるもので、その前後の試験結果では基準を満たす場合です。これは、溶融スラグ使用量が、アスファルト合材全体重量の10%以下としており、全体への影響が少ないためです。

様式 (H25.1改訂版)

◎「埼玉県溶融スラグ有効利用指針」で定めた様式		
様式-1	溶融スラグ利用計画書	・スラグ利用者(合材プラント)が作成
様式-2	溶融スラグ製造記録書	・スラグ製造者(市)が作成
様式-3	溶融スラグ品質検査票	・スラグ製造者(市)が作成
様式-4	溶融スラグ利用実績書	・スラグ利用者(合材プラント)が作成
◎「アスファルト合材(溶融スラグ入り)の使用方針」で定めた様式		
様式-ア	溶融スラグ使用量・使用時期予定表	・請負業者が作成
	※川越市用	(H25.1改訂版で追加)
	〃	〃
	※川口市用	
様式-イ	〃	〃
	※所沢市用	
様式-イ	溶融スラグ・不足証明書	・(必要に応じて)スラグ製造者(市)が作成
様式-ウ	溶融スラグ使用・利用実績台帳	・スラグ製造者(市)が作成

(様式ーア)

川越市資源化センター 御中

TEL 049-234-0530

e-mail shigenka@city.kawagoe.saitama.jp

FAX 049-234-0529

(注意)

電子メール(もしくはFAX)
送信の上、電話にて、到達確
認すること

溶融スラグ使用量・使用時期予定表

年 月 日

記載事項		記入箇所	
(1) 工事内容			
①	工事件名		
②	工事場所	路線	
		場所	
③	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
(2) 発注者			
①	所属名		
②	担当名		
③	監督員名	担当	
		総括	
④	TEL		
⑤	FAX		
(3) 請負業者			
①	会社名		
②	住所		
③	代表者名		
④	現場代理人		
⑤	TEL		
⑦	FAX		
(4) 溶融スラグ使用(予定)量		(合材)	(スラグ)
①	アスファルト合材の 種類と使用量 (該当にレ) 【 】が溶融スラグ使用量 注) 溶融スラグ使用割合は、アス コン合材、再生アスコン合材とも に、10%以下とする。	アスコン(密粒度(20))	0 t → 【 0 】 t
		アスコン(密粒度(13))	0 t → 【 0 】 t
		アスコン(粗粒度(20))	0 t → 【 0 】 t
		アスコン(細粒度(13))	0 t → 【 0 】 t
		再生アスコン(密粒度 (20))	0 t → 【 0 】 t
		再生アスコン(密粒度 (13))	0 t → 【 0 】 t
		再生アスコン(粗粒度 (20))	0 t → 【 0 】 t
		再生アスコン(細粒度 (13))	0 t → 【 0 】 t
(5) 溶融スラグ使用(予定)時期			
①	使用時期	①	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		②	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		③	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日